

青森労働局からのお知らせ

令和7年1月

くるみん認定と一緒に「プラス」認定も取得しませんか？

次世代育成支援対策推進法に基づき、くるみん等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に、「プラス」認定を追加します。

不妊治療と仕事の両立に積極的に取り組み、プラス認定を取得しましょう。

認定基準は？

くるみん認定の認定基準を満たした上で、以下の要件を満たすと取得できます。

○認定基準

1. 次の（１）及び（２）の制度を設けていること

（１）不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く）

（２）不妊治療のために利用することができる次のうちのいずれかの制度

○半日又は時間単位の年次有給休暇

○所定外労働制限制度

○時差出勤制度

○フレックスタイム制

○短時間勤務制度

○テレワーク

2. 不妊治療と仕事との両立の推進に関する企業トップの方針を示し、講じている措置の内容とともに労働者に周知していること

3. 不妊治療と仕事との両立に関する研修や、その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること

4. 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じるための担当者（両立支援担当者）を選任し、労働者に周知していること

くるみん認定を申請する行動計画の終了時まで上記の取組を実施し、認定申請書と取組を明らかにする書類を添付して申請してください。

令和4年3月31日まで（プラス認定制度創設前）にくるみん認定を受けている企業がプラス認定基準を満たした場合は、経過措置として、令和7年3月31日までに申請された分に限り、そのくるみん認定を受けた行動計画の期間に関わらずプラス認定の対象になります。

※行動計画に「不妊治療と仕事との両立」の取組を盛り込むことは「望ましい」ものですが、行動計画に盛り込まれていなくても認定の申請ができます。



【不妊治療と仕事との両立のために】（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

資料：別添1（リーフレット「くるみん認定と一緒に「プラス」認定も取得しませんか？」）

働く女性の母性健康管理のために

○ 働く妊婦・事業主の皆様へ

【働く妊婦の皆さま】

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため、母性健康管理指導事項連絡カードを書いてもらい、事業主に提出しましょう。

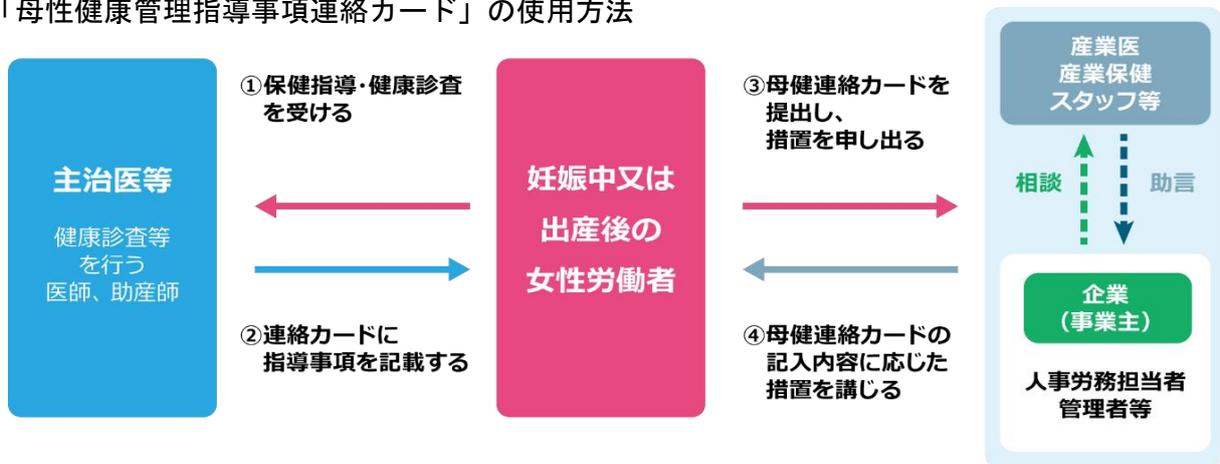
【事業主の皆さま】

母性健康管理指導事項連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

「母性健康管理指導事項連絡カード」は厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。（母子健康手帳に様式が記載されている場合は、それをコピーして使用できます。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000763976.pdf>

「母性健康管理指導事項連絡カード」の使用方法



○ 不妊治療と仕事の両立にお悩みの方はご相談ください

雇用環境・均等室では、不妊治療を受けている方や、これから受けようとしている方からのご相談に対応し、不妊治療と仕事の両立を支援するため、ご要望を踏まえたうえで、事業主に對し、説明や情報提供、環境整備についての働きかけなどを行っています。

また、子育てサポート企業を認定する「くるみん認定」にプラスして、不妊治療と仕事の両立に取り組む企業を「プラス認定」し、取組を推進しています。

- 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）など中小企業事業主に対する支援
- 制度導入マニュアルなど、啓発資料の配付

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

資料：別添2（パンフレット「働く女性の母性健康管理のために」）

別添3（パンフレット「働きながらお母さんになるあなたへ」）